

## 別表 5

### 長期使用構造等確認料金

#### 1. 長期使用構造等確認料金

① 業務規程第30条に規定する長期使用構造等確認の確認料金の額は、長期使用構造等確認申請一件につき定めるものとし、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、申請一件につき同表各号の右欄に定めるとおりとする。

戸建住宅		53,900円
共同住宅等 (住戸の総数)	5戸以下	128,700円
	6戸以上10戸以下	203,000円
	11戸以上30戸以下	411,800円
	31戸以上50戸以下	727,800円
	51戸以上100戸以下	1,221,200円
	101戸以上200戸以下	2,229,300円
	201戸以上300戸以下	3,163,100円
	301戸以上	3,906,700円

#### 2. 長期使用構造等変更確認料金

業務規程第8条第2項に規定する変更に係る確認料金の額は、申請一件につき、前項表1に掲げる額に二分の一を乗じて得た額とする。ただし、評価方法や計算ルートなど大規模な変更の場合は前項表1に掲げる額とする。

#### 3. 軽微変更該当証明料金

業務規程第15条に規定する長期使用構造等に係る軽微変更該当証明の証明料金の額は、申請一件につき、11,000円（税込）とする。

#### 4. 確認料金の返還について

既に徴収した確認料金は、原則、還付しない。

## 5. 確認書の発行について

確認書を再発行する場合の料金は、1通につき2,200円(税込)とする。